

飯能市道路後退用地整備要綱

令和4年8月23日

告示第264号

(目的)

第1条 この要綱は、道路の後退用地の整備を行うことにより、生活環境の向上を図り、もって安全で住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 市道のうち建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項又は埼玉県建築基準法施行条例（昭和35年埼玉県条例第37号）第56条の3第2項の規定により、市長が指定した道路をいう。
- (2) 後退用地 道路に接する敷地の一部で、当該敷地の道路側の境界線と、道路の中心線から水平距離2メートルの線との間にある土地及び飯能市道路後退部分等の分筆登記に関する補助金交付要綱（平成2年告示第46号）第2条第2号イに定めるすみ切り部分の土地をいう。
- (3) 整備 本市が行う後退用地を後退用地と接する道路と同様の形態等にする工事をいう。
- (4) 土地所有者 後退用地の所有者をいう。

(適用の条件)

第3条 後退用地の整備は、次に掲げる要件を備えているものについて行うものとする。

- (1) 後退用地の位置が確定していること。
- (2) 後退用地に擁壁、門、塀、柵、植栽等の支障物がないこと。
- (3) 後退用地の地目が田又は畑でないこと。
- (4) 後退用地が市の施行する土地区画整理事業地内でないこと。

(申請)

第4条 後退用地の整備を受けようとする者は、飯能市道路後退用地整備申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し

- (3) 後退用地の土地の登記事項証明書
- (4) 後退用地の地積測量図等
- (5) 印鑑登録証明書
- (6) その他市長が必要と認めるもの
(後退用地の整備及び維持管理)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請に係る事項を審査した上、後退用地の整備を行うべきものと認めたときは、予算の範囲内において整備を実施する。

- 2 この要綱に基づき整備を行った後退用地の維持管理は、土地所有者が行うものとし、市は再度の整備を行わない。
- 3 土地所有者は、第1項の規定により整備された後退用地を一般交通の用に供するものとし、通行を妨げるものを設置してはならない。
(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

飯能市道路後退用地整備申請書

年 月 日

(宛先)飯能市長

土地所有者 住 所

氏 名

電 話

下記の後退用地について、飯能市道路後退用地整備要綱に基づく整備をお願い
したく、関係書類を添えて申請します。

記

後退用地の所在	地 番	地 目	地 積(m ²)	
			公簿	実測
飯能市				

添付書類

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 後退用地の土地の登記事項証明書
- (4) 後退用地の地積測量図等
- (5) 印鑑登録証明書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

別紙

同 意 書

後退用地の道路後退用地整備申請に当たり、下記事項に同意します。

記

- (1) 後退用地を一般交通の用に供する用地として使用すること。
- (2) 整備後は、通行の支障がないよう後退用地の維持管理を行うこと。
- (3) 後退用地に通行を妨げるものを設置しないこと。
- (4) 所有権等の異動があった場合には、新しい土地所有者に本同意書の同意事項を引き継ぐこと。

年 月 日

土地所有者 住 所
氏 名

実印